

# 水質検査成績書

第 25-03669-1 号

依頼者 苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町水道事業 羽幌町長 森 淳 様

2025年 07月 02日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

|               |                                   |                                                                                                              |                               |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 種 別           | 浄水                                | 区 分                                                                                                          | 上水道                           |
| 採 水 年 月 日     | 2025年07月02日                       | 時 間                                                                                                          | 11時40分                        |
| 天 候           | 前 日                               | 曇                                                                                                            | 当日                            |
| 曇             |                                   |                                                                                                              |                               |
| 施 設 名         | 羽幌町上水道                            |                                                                                                              |                               |
| 水 源 名 称       | 福寿川                               |                                                                                                              |                               |
| 採 水 地 点       | 羽幌町港町1丁目 羽幌沿海フェリー株式会社内給水栓         |                                                                                                              |                               |
| 採 水 者         | 阿 部 憲 慎                           | 所 属                                                                                                          | 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター      |
| 気 温           | 25.4 ℃                            | 水 温                                                                                                          | 23.1 ℃                        |
| 残 留 塩 素       | 0.5 mg/L                          |                                                                                                              |                               |
| No.           | 項 目 名                             | 結 果 値                                                                                                        | 水 質 基 準                       |
| 01            | 一般細菌                              | 0 1ml中                                                                                                       | 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。   |
| 02            | 大腸菌                               | 不検出                                                                                                          | 検出されないこと。                     |
| 03            | カドミウム及びその化合物                      | <0.0003 mg/L                                                                                                 | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。 |
| 04            | 水銀及びその化合物                         | <0.00005 mg/L                                                                                                | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。   |
| 05            | セレン及びその化合物                        | <0.001 mg/L                                                                                                  | セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    |
| 06            | 鉛及びその化合物                          | <0.001 mg/L                                                                                                  | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。      |
| 07            | ヒ素及びその化合物                         | <0.001 mg/L                                                                                                  | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。     |
| 08            | 六価クロム化合物                          | <0.002 mg/L                                                                                                  | 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。  |
| 09            | 亜硝酸態窒素                            | <0.004 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              |
| 10            | シアン化物イオン及び塩化シアン                   | <0.001 mg/L                                                                                                  | シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    |
| 11            | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                     | 0.04 mg/L                                                                                                    | 10mg/L以下であること。                |
| 12            | フッ素及びその化合物                        | 0.06 mg/L                                                                                                    | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。     |
| 13            | ホウ素及びその化合物                        | 0.07 mg/L                                                                                                    | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。     |
| 14            | 四塩化炭素                             | <0.0002 mg/L                                                                                                 | 0.002mg/L以下であること。             |
| 15            | 1,4-ジオキサン                         | <0.005 mg/L                                                                                                  | 0.05mg/L以下であること。              |
| 16            | 1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエタン         | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              |
| 17            | ジクロロメタン                           | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.02mg/L以下であること。              |
| 18            | テトラクロロエチレン                        | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              |
| 19            | トリクロロエチレン                         | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              |
| 20            | ベンゼン                              | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.01mg/L以下であること。              |
| 21            | 塩素酸                               | 0.10 mg/L                                                                                                    | 0.6mg/L以下であること。               |
| 22            | クロロ酢酸                             | <0.002 mg/L                                                                                                  | 0.02mg/L以下であること。              |
| 23            | クロロホルム                            | 0.017 mg/L                                                                                                   | 0.06mg/L以下であること。              |
| 24            | ジクロロ酢酸                            | 0.010 mg/L                                                                                                   | 0.03mg/L以下であること。              |
| 25            | ジブロモクロロメタン                        | 0.004 mg/L                                                                                                   | 0.1mg/L以下であること。               |
| 26            | 臭素酸                               | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.01mg/L以下であること。              |
| 27            | 総トリハロメタン                          | 0.032 mg/L                                                                                                   | 0.1mg/L以下であること。               |
| 28            | トリクロロ酢酸                           | 0.009 mg/L                                                                                                   | 0.03mg/L以下であること。              |
| 29            | ブロモジクロロメタン                        | 0.011 mg/L                                                                                                   | 0.03mg/L以下であること。              |
| 30            | ブロモホルム                            | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.09mg/L以下であること。              |
| 検 査 方 法       | 平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和7年3月26日) |                                                                                                              |                               |
| 判 定           | 上記の検査項目については水質基準に適合する。            |                                                                                                              |                               |
| 検 査 期 日       | 2025年 07月 02日 ~ 2025年 07月 22日     |                                                                                                              |                               |
| 検 査 責 任 者     | 試験検査部部长 横 山 貴 浩                   |                                                                                                              |                               |
| 2025年 07月 22日 |                                   | 水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号<br>建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号<br>札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号<br>一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター |                               |





- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。



# 水質検査成績書

第 25-03671-1 号

依頼者 苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町水道事業 羽幌町長 森 淳 様

2025年 07月 02日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

|               |                                   |                                                                                                              |                               |                   |         |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|---------|
| 種 別           | 原水                                | 区 分                                                                                                          |                               | 上水道               |         |
| 採 水 年 月 日     | 2025年07月02日                       | 時 間                                                                                                          | 11時05分                        | 天 候               |         |
| 施 設 名         | 羽幌町上水道                            | 前 日                                                                                                          | 曇                             | 当 日               |         |
| 水 源 名 称       | 福寿川                               | 曇                                                                                                            |                               |                   |         |
| 採 水 地 点       | 羽幌町寿町                             |                                                                                                              |                               |                   |         |
| 採 水 者         | 阿 部 憲 慎                           | 所 属                                                                                                          | 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター      |                   |         |
| 気 温           | 24.5 ℃                            | 水 温                                                                                                          | 22.1 ℃                        | 残 留 塩 素           |         |
|               |                                   |                                                                                                              |                               | ※ mg/L            |         |
| No.           | 項 目 名                             | 結 果 値                                                                                                        | 水 質 基 準                       | 検 査 方 法           | 定量下限値   |
| 01            | 一般細菌                              | 1200 1ml中                                                                                                    | 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。   | 標準寒天培地法           | -       |
| 02            | 大腸菌                               | 検 出                                                                                                          | 検出されないこと。                     | 特定酵素基質培地法         | -       |
| 03            | カドミウム及びその化合物                      | <0.0003 mg/L                                                                                                 | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。 | ICP-MS法           | 0.0003  |
| 04            | 水銀及びその化合物                         | <0.00005 mg/L                                                                                                | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。   | 還元気化-原子吸光光度法      | 0.00005 |
| 05            | セレン及びその化合物                        | <0.001 mg/L                                                                                                  | セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    | ICP-MS法           | 0.001   |
| 06            | 鉛及びその化合物                          | <0.001 mg/L                                                                                                  | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。      | ICP-MS法           | 0.001   |
| 07            | ヒ素及びその化合物                         | <0.001 mg/L                                                                                                  | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。     | ICP-MS法           | 0.001   |
| 08            | 六価クロム化合物                          | <0.002 mg/L                                                                                                  | 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。  | ICP-MS法           | 0.002   |
| 09            | 亜硝酸態窒素                            | <0.004 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              | イオンクロマトグラフ法（陰イオン） | 0.004   |
| 10            | シアン化物イオン及び塩化シアン                   | <0.001 mg/L                                                                                                  | シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    | イオンクロマトグラフ法（陰イオン） | 0.001   |
| 11            | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                     | <0.03 mg/L                                                                                                   | 10mg/L以下であること。                | イオンクロマトグラフ法（陰イオン） | 0.03    |
| 12            | フッ素及びその化合物                        | 0.08 mg/L                                                                                                    | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。     | イオンクロマトグラフ法（陰イオン） | 0.05    |
| 13            | ホウ素及びその化合物                        | 0.07 mg/L                                                                                                    | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。     | ICP-MS法           | 0.02    |
| 14            | 四塩化炭素                             | <0.0002 mg/L                                                                                                 | 0.002mg/L以下であること。             | PT-GC-MS法         | 0.0002  |
| 15            | 1,4-ジオキサン                         | <0.005 mg/L                                                                                                  | 0.05mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.005   |
| 16            | 1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエタン         | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.001   |
| 17            | ジクロロメタン                           | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.02mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.001   |
| 18            | テトラクロロエチレン                        | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.0005  |
| 19            | トリクロロエチレン                         | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.0005  |
| 20            | ベンゼン                              | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法         | 0.001   |
| 21            | 亜鉛及びその化合物                         | <0.01 mg/L                                                                                                   | 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。      | ICP-MS法           | 0.01    |
| 22            | アルミニウム及びその化合物                     | 0.19 mg/L                                                                                                    | アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。  | ICP-MS法           | 0.01    |
| 23            | 鉄及びその化合物                          | 0.67 mg/L                                                                                                    | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。       | ICP法              | 0.01    |
| 24            | 銅及びその化合物                          | <0.01 mg/L                                                                                                   | 銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。       | ICP-MS法           | 0.01    |
| 25            | ナトリウム及びその化合物                      | 14.9 mg/L                                                                                                    | ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。   | イオンクロマトグラフ法（陽イオン） | 1.0     |
| 26            | マンガン及びその化合物                       | 0.038 mg/L                                                                                                   | マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。   | ICP法              | 0.001   |
| 27            | 塩化物イオン                            | 9.9 mg/L                                                                                                     | 200mg/L以下であること。               | イオンクロマトグラフ法（陰イオン） | 0.2     |
| 28            | カルシウム、マグネシウム等（硬度）                 | 30.5 mg/L                                                                                                    | 300mg/L以下であること。               | イオンクロマトグラフ法（陽イオン） | 3.0     |
| 29            | 蒸発残留物                             | 139 mg/L                                                                                                     | 500mg/L以下であること。               | 重量法               | 10      |
| 30            | 陰イオン界面活性剤                         | <0.02 mg/L                                                                                                   | 0.2mg/L以下であること。               | 液体クロマトグラフ-質量分析法   | 0.02    |
| 検 査 方 法       | 平成15年厚生労働省告示第261号（最終改正 令和7年3月26日） |                                                                                                              |                               |                   |         |
| 備 考           |                                   |                                                                                                              |                               |                   |         |
| 検 査 期 日       | 2025年 07月 02日 ~ 2025年 07月 22日     |                                                                                                              |                               |                   |         |
| 検 査 責 任 者     | 試験検査部部长 横 山 貴 浩                   |                                                                                                              |                               |                   |         |
| 2025年 07月 22日 |                                   | 水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号<br>建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号<br>札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号<br>一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター |                               |                   |         |



## 第 25-03671-2 号

羽幌町水道事業 羽幌町長 森 淳 様

[illegible]

水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号  
建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号  
札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号  
一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

- 2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

1. 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

## 第 25-03673 号

羽幌町水道事業 羽幌町長 森 淳 様

[illegible]

2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。